

「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案」に対する意見

2022年10月24日

〒100-8977

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
法務省民事局参事官室 御中

〒862-0971

熊本市中央区大江4丁目4番34号
(熊本県司法書士会館内)
熊本県青年司法書士会
会長 山部博喜

表記中間試案「第3 破産手続」の「7 公告」について、下記のとおり意見を述べる。

1 意見の趣旨

- (1) 「甲案」・「乙案」のいずれにも反対。

両案とも個人破産の官報公告が前提とされており官報公告自体を見直すという検討がなされていない。昨今、個人破産の官報公告情報が官報以外の方法によって転載され、個人の経済的更生を妨げている現状に鑑み、個人破産の公告の在り方そのものを見直し、個人破産については、官報への掲載を廃止すべきである。

- (2) 「(注1)」の考え方には反対。

個人破産について、裁判所のウェブサイトに掲載する方法により公告を行うことは、極めて不相当である。

- (3) 「(注2)」の前段の考え方に賛成。

個人破産については、公告事項を裁判所の掲示場へ掲示し、又は裁判所に設置した端末で閲覧できるようにする方法で、公告を行うこととすべきである。

2 意見の理由

- (1) はじめに

本会は、市民の権利を擁護することを目的として、熊本県内の司法書士によって昭和48年に結成された司法書士の有志団体である。

本会は、全国青年司法書士協議会その他関連諸団体とともに多重債務問題の解決に取り組み、貸金業法改正などの実現、多重債務問題の減少により、一定の成果を

見た。しかし、近時、個人破産者の官報公告の情報を転用したウェブサイトの存在が報道されており、その結果、破産法第1条に明記された「経済生活の再生の機会の確保」という目的を損なうような事態が生じている。

そのような状況で、今般、「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案」において、個人破産の官報公告を継続することを当然の前提とした「甲案」「乙案」が示された。

「甲案」はウェブ上における破産者情報の転用を容易にして、ますます破産者の経済的更生を困難にする結果をもたらしかねず、「乙案」にしても、やはり個人破産者に関する官報公告の対象とすること自体を放置するものである。

そこで、今回の中間試案に関しては、個人破産についての破産公告の在り方を見直すことから始めなければならない。

(2) 個人破産に関する公告をウェブによって行うことについて

近時、「新・破産者マップ」なるウェブサイトが公開されたことが報道された。これは、官報公告の破産者情報をもとに公告記載上の住所氏名を地図上の印とともに表示する、というもので、このサイトを閲覧すれば、地図上から破産者の情報を容易に得ることができる。

しかも、このサイトは、情報削除の申し出に対してビットコインで手数料を支払うよう要求しており、利欲的で極めて悪質である。

これに対し、政府の個人情報保護委員会は、「新・破産者マップ」の運営者（氏名不詳・所在不明）に対し、同ウェブサイトについて、個人情報保護法に違反していることを理由に、公示送達の方法で、停止勧告を実施したが、その後も、同ウェブサイトは閉鎖されず、今も公開され続けている。

そして、破産事件とは何の利害関係もない人が、興味本位で、例えば、自宅や勤務先の近辺など地図上の随意の場所で過去に破産した人の住所・氏名を容易に知ることができる状況が続いている。

破産について官報公告がなされるのは、破産事件の進行のために適時に破産債権者へ情報提供するためであって、破産手続終了後に利害関係のない人に注意喚起のためにかつての破産者の住所氏名を提供するためではない。そのことは、破産法が債務者の経済的更生を目的としていることや、破産法が、破産手続の追行のために必要な自由の制限を除き、破産手続開始決定を受けたことのみを理由に破産者に不利益を課す制度を設けていない（非懲戒主義）ことから明らかである。

(3) 公告の在り方を見直すべきこと

上記のようなウェブサイトの運営者に対しては、個人情報保護委員会が停止命令を発したことが報じられたが、運営者は他者の情報を陳列しておきながら自らの住所氏名は明かさず、事実上サイトを閉鎖させることができないまま今日に至っている。

したがって、個人情報保護を法律を整備しても、「新・破産者マップ」のようなウェブサイトによる、多重債務者の経済生活の再生が阻害される現実は変えられない。

そうであれば、個人破産については官報公告自体を見直すほかない。なお、旧破産法においては、小破産では、裁判所等の掲示場に掲示する方法によるものとされていたのであり、そのような制度設計も十分妥当性があるというべきである。

破産をすれば、ネット上に無期限に身元不明の私人が破産者情報を公開し、削除を希望すればビットコインを要求されるという状況から、多重債務者が破産によって経済生活の再生を図る、という選択をしにくくなることは明らかである。

したがって、個人破産については、官報公告自体を廃止すべきである。

また、個人破産について、裁判所のウェブサイトに掲載する方法により公告を行うことは、現状の官報公告にも増して、かえって、不必要に破産者の情報が拡散されるおそれがあるから、妥当でない。

個人破産については、公告事項を裁判所の掲示場へ掲示し、又は裁判所に設置した端末で閲覧できるようにする方法で、公告を行うこととすべきである。

(4) 利害関係人の手続保障について

なお、官報公告を廃止して、裁判所に行かなければ確認できない公告方法を採用すれば、利害関係人の不利益になるという意見もありえる。しかし、現状における破産者や破産を必要とする者にとっての害悪も喫緊のものであり、利害関係人の手続保障の在り方は、バランスを求められる。

官報公告からのウェブ転載によって個人破産の利用が事実上阻害され、かつての破産者が長く精神的苦痛を受け、その情報の削除の申し出に対して、身元を隠してビットコインを要求するような悪質なウェブサイトが現実に存在し続け、個人情報保護委員会がウェブサイトの違法性を前提に停止命令を発出するなどしても功を奏しない現状からすれば、情報源である官報公告を見直すメリットは極めて大きい。

それに対して、利害関係人の手続保障は、破産によって配当がなければ債権者が名乗り出る実質的な意味はないところ、個人破産の配当事案はわずかに個人破産全体件数の8%程度に過ぎない。さらにそのような配当事案においても、破産者は免責を得るために自己の知る債権者をもれなく裁判所に届け出ることから、債権者は官報公告をするまでもなく明らかになっているのであり、官報公告の情報をもとに個人破産の債権者が配当を得るということは基本的に想定しがたい。

してみると官報公告によらなくても、個人破産においては現実的な利害関係人の手続参加機会は保障されている。もっともそれでも公告したという事実が必要であるなら、それは、裁判所における掲示や裁判所に設置された端末によって公開されるという程度でも十分こと足りる。

(5) 結論

よって、本会は、「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案」の「第3 破産手続」の「7 公告」について、第1項記載のとおり、意見を述べる。

以上